

読書でふくらむ 子どもの夢・未来

～子どもと本が出会えるまち いわみ～

第3次岩美町子どもの読書活動推進計画 (令和4年度～令和8年度)



岩美町教育委員会

目次

第1章	はじめに	1
	1	子どもの読書活動の意義	
	2	子どもの読書活動推進の背景	
第2章	基本的な考え方	2
	1	「岩美町子どもの読書活動推進計画」策定の目的	
	2	基本方針	
	3	計画の対象	
	4	計画の期間	
第3章	子どもの読書活動推進のための取組	3
	1	家庭における子どもの読書活動の推進	
	2	地域における子どもの読書活動の推進	
	3	図書館における子どもの読書活動の推進	
	4	保育所における子どもの読書活動の推進	
	5	学校における子どもの読書活動の推進	

第1章 はじめに

1 子どもの読書活動の意義

読解力や思考力を養い、感性を磨き、想像力を豊かにすることができる読書は、子どもたちが自ら考え、行動し、社会に参画するために必要な知識を得る大切な契機となります。また、人生 100 年時代を迎えようとするなかで、読書活動は産業構造の変革やライフスタイルの変化等の様々な変化に積極的に向き合い、新たな価値を創造する資質・能力を育むとともに、生涯にわたる学習の礎となることから、その重要性がより高まっています。

2 子どもの読書活動推進の背景

近年、スマートフォンやインターネット、SNS 等のさまざまな情報メディアの発達・普及により、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変化し、「読書離れ」や「活字離れ」が大きな問題となっています。また、少子化・核家族化など社会構造の変化のなかで、家庭や地域の教育力の低下が叫ばれるなど、子どもたちの生活にもさまざまな影響を与えています。

こうしたなか、国は、平成 13 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を公布・施行するとともに、4 月 23 日を『子ども読書の日』^{*1} に決めました。この法律は、「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう」国及び地方公共団体の責務を明示したものです。そして、平成 14 年 8 月には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成 14 年度から 18 年度までのおおむね 5 年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにしました。その後、平成 20 年 3 月には第 2 次案、平成 25 年 5 月には第 3 次案、平成 30 年 4 月には第 4 次案を策定しています。

これを受けて、鳥取県は、平成 16 年 4 月に、平成 16 年度から 20 年度までのおおむね 5 年間にわたる「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン」を策定しました。そしてこれらの成果と課題を検証し、平成 21 年 3 月には第 2 次計画、平成 26 年 3 月には第 3 次計画、平成 31 年 3 月には第 4 次計画を策定し、第 4 次計画では平成 31 年度から令和 5 年度までのおおむね 5 年間にわたる、子どもの読書活動に関する施策の基本方向と具体的な取り組みを示しました。

「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン(第 4 次計画)」では、具体的方策として次の3 つの柱を掲げています。

- ①子どもが読書に親しむための機会・環境の提供と充実
- ②子どもの読書活動を支える人の育成等
- ③子どもの読書活動推進のための啓発・広報



※1 「子ども読書の日」

国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために、「子どもの読書活動の推進に関する法律」では、4月23日が「子ども読書の日」と定められました。これは、シェイクスピアとセルバンテスの命日である4月23日をユネスコが「世界・本と著作権の日」と宣言していることなどにちなんだものです。この日を中心に、国や地方公共団体では、さまざまな取組が進められています。

第2章 基本的な考え方

1 「岩美町子どもの読書活動推進計画」策定の目的

子どもたちが読書を楽しみと感じ、自ら進んで読書に親しむ環境を整えるために、「岩美町子どもの読書活動推進計画」を策定し、読書活動に関する施策の基本方針と具体的な取組を総合的に進めていきます。



2 基本方針

「鳥取県子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）」をふまえ、以下の基本方針により様々な施策を推進します。

(1) 子どもが読書に親しむための機会の提供と充実

子どもの発達段階に応じて、子どもたちが読書の楽しさを知り、読書体験を広げることができるよう、家庭・地域・学校を通じて、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための環境の整備、充実

子どもの読書活動を推進するための家庭における日常的な本との出会い、町立図書館や公民館、学校図書館など、子どもの自発的な読書を促すような環境の整備・充実に努めます。

(3) 子どもの読書活動を支える人材の育成

子どもたちが積極的、自発的に読書活動を行う意欲を高めるため、図書館職員、教職員、保育士、保健師、ボランティア等、本と子どもを結びつける立場にいる人の育成に努めます。

(4) 子どもの読書活動推進についての啓発・広報

子どもの読書活動に対する町民の関心と理解を深め、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運を醸成するための、幅広い普及・啓発に努めます。

(5) 子どもの読書活動推進のための関係諸機関との連携

子どもの読書に関わる関係機関及び団体との連携・協力を図り、子どもの読書活動の推進に努めます。



3 計画の対象

計画の対象は、胎児期からおおむね18歳以下のすべての子どもです。また、本計画では、家庭・地域・学校などの町民及び団体を対象とします。

4 計画の期間

計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年計画とし、必要に応じて計画の見直しを行います。

第3章 子どもの読書活動推進のための取組

1 家庭における子どもの読書活動の推進

- 親子で読書を楽しむ家庭環境をつくり、子どもたちの人生を豊かなものにするために、図書館・保育所・学校・子育て支援センター等が、あらゆる機会を通じて家庭での読書活動の支援に努めます。
- ブックスタート^{※2}・ブックセカンド・ブックサード事業を継続して実施することにより、乳幼児期における家庭での絵本の読み聞かせの重要性や親子で本に親しむことの楽しさを伝えるよう努めます。
- 図書館や公民館・児童館等で講演会やおはなし会などを開催し、読書の楽しさや大切さを伝えるよう努めます。

※2 ブックスタート事業

1992年に、イギリスのバーミンガムにおいて始まった運動で、主に新生児とその親が一緒に絵本等を読むことにより、親子関係や新生児教育に役立てようとするものです。保健所や保健センターの乳幼児健診の際に、おすすめの絵本などを入れたブックスタートパックを手渡す方法が一般的です。最近では、ブックスタート事業に続くブックセカンド事業・ブックサード事業も取り組まれてきています。

2 地域における子どもの読書活動の推進

- 児童館では、ボランティアによる読み聞かせを行ったり絵本コーナーを設置したりするなど、子どもが読書に親しむよう努めます。
- 子育て支援センターでは、読み聞かせの意義を説明したり選書の相談に応じたりするなど、家庭での読書活動の支援に努めます。
- 乳幼児健診時のブックスタート・ブックセカンド・ブックサード事業を実施し、読書をとおした家庭でのふれあいの充実に努めます。
- 団体貸出等図書館との連携を継続して深め、子どもたちが読書に親しめる環

境づくりに努めます。

3 図書館における子どもの読書活動の推進

- 公民館・児童館及び保育所・学校への館外貸出を継続して実施するとともに、図書館ネットワークシステム^{※3}を活用して、図書の横断検索や相互貸出等、関係機関との連携を深め、子どもの読書数、図書館利用率の向上に努めます。
- 「子ども読書の日」「文字・活字文化の日」「読書週間」^{※4}を中心に、おはなし会などをボランティアと連携しながら継続して実施するとともに、いろいろな年齢層が参加できるように内容の充実に努めます。
- 広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等で図書館に関する情報を発信し、子どもの読書活動への理解を進めます。
- 子どもの読書活動を推進する個人・団体に対する研修機会の提供を継続して行うとともに、ボランティア団体・個人のネットワーク化に努めます。
- 特別支援を要する子どもや外国籍の子どもが読書に親しむことができるよう、多文化社会に対応した読書環境の充実に努めます。
- 学校図書館職員研修会を継続して実施し、職員の資質・能力の向上に努めます。
- 岩美町子ども読書活動推進会議を継続して実施し、子どもの読書活動を推進する関係機関・団体のネットワーク化に努めます。

※3 図書館ネットワークシステム

インターネットを利用して町内の小・中学校や県立図書館の蔵書を横断的に検索・予約・借り受け等、様々なサービスを受けることができます。

※4 読書週間

終戦もない昭和22年、まだ戦火の傷跡が至るところに残っているなかで「読書の力によって、平和な文化国家を作ろう」という決意のもと、出版社・取次会社・書店と公共図書館、そして新聞・放送のマスコミ機関も加わって、11月17日から、第1回『読書週間』が開催されました。翌年の第2回からは10月27日～11月9日（文化の日を中心にした2週間）と定められ、現在に至っています。『読書週間』が始まる10月27日が、「文字・活字文化の日」に制定されています

4 保育所における子どもの読書活動の推進

- 団体貸出等図書館と連携して絵本コーナー等の充実に継続して努めるとともに、日常の保育の中で読み聞かせや紙芝居等を行い、絵本や物語等を好きになるよう努めます。

- 読み聞かせボランティアの受入や図書館との連携を継続して行い、絵本に親しむ機会を増やすよう努めます。
- チャレンジデー（ふれあいデー）や家庭での読み聞かせの意義を保護者に伝えるとともに、おすすめの本の紹介やリストを配布するなど、親子読書の支援に努めます。
- 乳幼児期にふさわしい絵本・紙芝居・物語等の充実に継続して努めます。



5 学校における子どもの読書活動の推進

- 図書館ネットワークシステムを活用して、町立図書館や他校との相互貸借など、蔵書の有効利用や共有化に努めます。
- 朝の一斉読書や読書週間での委員会活動・学校行事などを継続して実施し、豊かな読書生活につながる活動の推進に努めます。
- 読み聞かせボランティアの受入や図書館との連携を継続して行い、読書に親しむ機会を増やすよう努めます。
- 読み聞かせやブックトークなどを継続して実施し、読書に対して意欲を持っていない子どもが本に親しむことができるような支援に努めます。
- 学校図書館年間活用計画の作成を継続して行い、図書館を利用した学習展開に努めます。
- チャレンジデー（ふれあいデー）や家庭での読み聞かせの意義を保護者に伝えるとともに、おすすめの本の紹介やリストを配布するなど、親子読書の支援に努めます。
- 特別支援を要する子どもが読書に親しむことができるよう、読書環境の充実に努めます。
- 子どもたちの「読みたい」「知りたい」「調べたい」という意欲に応えることができるよう、資料や蔵書の整備及び館内の雰囲気づくりに努めます。
- 学校だよりや図書館だより、ホームページ等による情報発信を継続して行い、読書活動の大切さを保護者や地域に伝えるよう努めます。

岩美町子どもの読書活動推進計画

令和4年3月

岩美町教育委員会